

ご検討にあたって

ご契約の際には、「ご契約のしおり一定款・約款」を必ずご覧ください。

「ご契約のしおり-定款・約款」は、ご契約にともなう大切なことなどを記載したものでご一読いただき、内容を十分にご確認ください。特に重要な事項については、「契約概要／注意喚起情報」・「お申込内容控」をあわせてご確認ください。

生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客様と朝日生命保険相互会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。そのため、保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対して朝日生命保険相互会社が承諾したときに有効に成立します。

金融機関を募集代理店としてご加入いただく際には、次の点にご留意ください。

- 本商品の引受保険会社は、朝日生命保険相互会社です。ご契約の主体は、お客様と朝日生命保険相互会社になり、保険契約の引受や給付金等のお支払いは、朝日生命保険相互会社が行います。募集代理店は、引受保険会社である朝日生命保険相互会社の支払能力を保証するものではありません。
- 本商品は、朝日生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象とはなりません。また、元本の保証はありません。
- 保険契約にご加入いただくか否かが、募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返戻金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる場合があります。したがいまして、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。
- 保険業法上の規定により、お客様のお勤め先等によっては、本商品をお申し込みいただけない場合があります。

朝日生命 お客様サービスセンター **0120-714-532**

受付時間:月曜日～土曜日 9:00～17:00(日曜日、祝日、年末年始を除きます)

募集代理店

引受保険会社

朝日生命保険相互会社

本社／〒160-8570 東京都新宿区四谷1-6-1
ホームページアドレス／<https://www.asahi-life.co.jp>

【お客様サービスセンター】

0120-714-532

受付時間：月曜日～土曜日 9:00～17:00
(日曜日、祝日、年末年始を除きます)

◎朝日-A-2023-076法開[242007](2024.3)OT

朝日生命の介護保険



GOOD
DESIGN

あんしん介護 年金・一時金

GOOD DESIGN AWARD WINNER

年金 5年ごと利差配当付介護終身年金保険(返戻金なし型) (2012) 一時金 5年ごと利差配当付介護一時金保険(返戻金なし型) (2012)

\公的介護/

完全連動!

\要介護1以上/

以後の保険料
払込みが不要!



朝日生命は
日本乳がんピンクリボン運動
を応援しています。

GOOD DESIGN

介護への不安に対して、あんしんをお届けしたい
という「あんしん介護」の商品コンセプトが高く
評価されグッドデザイン賞を受賞しました。

「健康寿命」をご存知ですか?

「健康寿命」という言葉をご存知でしょうか?

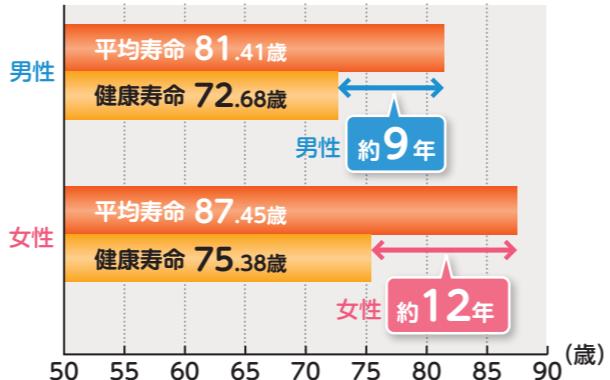
「健康寿命」とは、2000年にWHO(世界保健機関)が提唱した指標で、日本の厚生労働省では以下のように定義しています。

＜厚生労働省の定義＞

「健康寿命」=「日常的に介護を必要としないで自立した生活を送ることができる生存期間」

つまり、「平均寿命」と「健康寿命」との差が何らかの介護が必要となる期間と言えます。

■ 平均寿命と健康寿命の差



※厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会「第16回健康日本21(第二次)推進専門委員会資料」(令和元年値)および厚生労働省「簡易生命表」(令和元年)より朝日生命にて試算

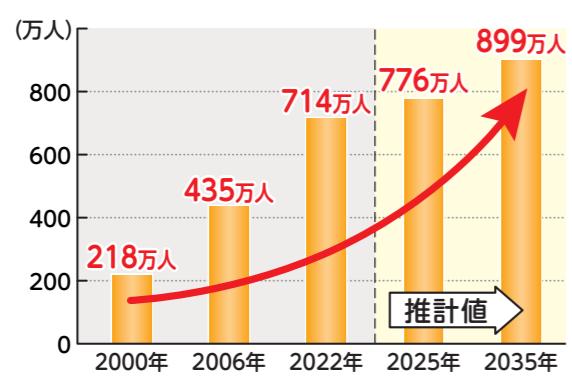
介護は身近なリスクです

要介護認定者数(要支援含む)は2022年4月現在714万人で、この約20年間で約3倍に増加しています。今後は高齢化の進展にともない、さらに増加することが予想されています。

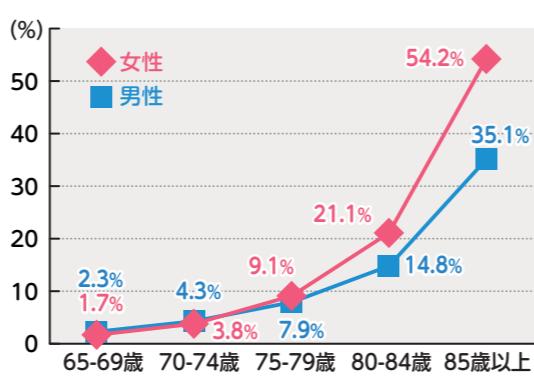
80歳以上では3割以上*の方が要介護認定(要支援含む)されています。

*厚生労働省「介護給付費等実態統計月報」(令和4年7月審査分)、総務省統計局「人口推計」(令和4年7月1日現在)より朝日生命にて試算

■ 要介護認定者数(要支援含む)の推移



■ 性別・年代別要介護認定率(要支援含む)



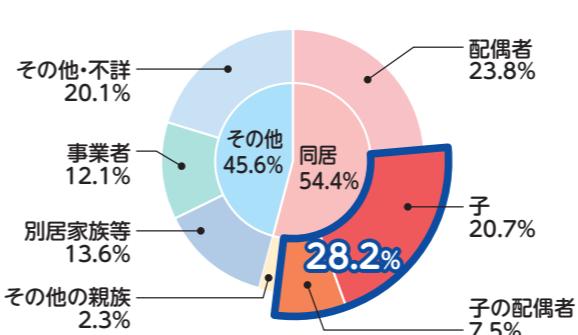
※厚生労働省「社会保障審議会介護保険部会資料」(第75回)および厚生労働省「介護給付費等実態統計の概況」(令和3年度)より朝日生命にて試算

介護の負担は配偶者だけでなく子の世帯にも

主な介護者(介護をする人)は「配偶者」の割合が最も高くなっていますが、「子」や「子の配偶者」が主な介護者となっているケースも28.2%となっており、介護は子の世帯にも負担となっています。

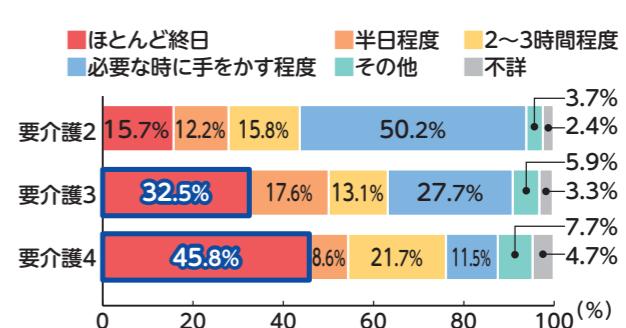
介護にかかる時間は要介護3から「ほとんど終日」が3割を超え、介護者の精神的・肉体的負担とともに離職にともなう収入減少にもつながっています。

■ 主な介護者の割合



※厚生労働省「国民生活基礎調査」(2019年)より朝日生命にて試算

■ 介護にかかる時間

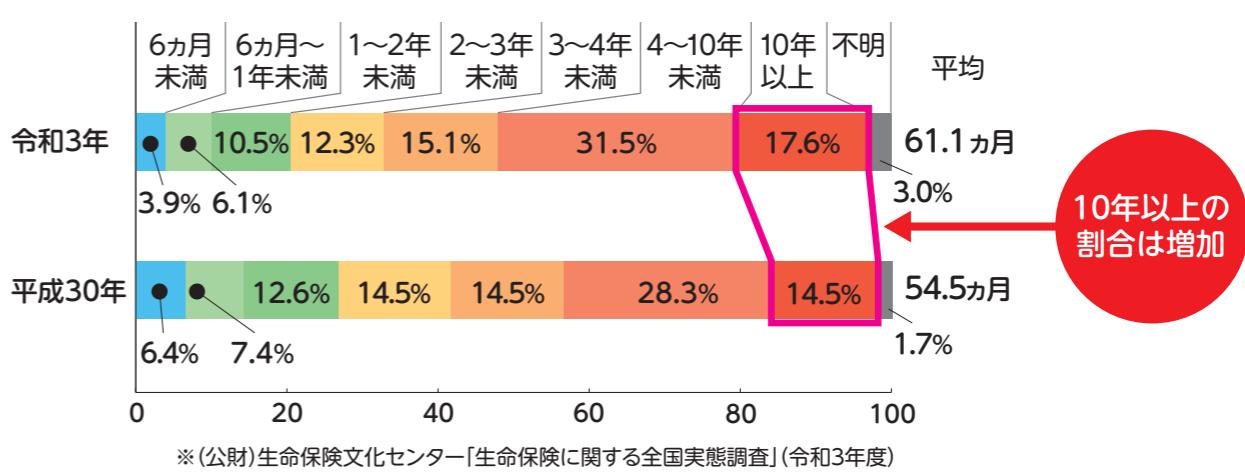


※厚生労働省「国民生活基礎調査」(2019年)より朝日生命にて試算

要介護期間は?

介護経験がある方に、どれくらいの期間、介護を行ったのかを調査したところ、介護を行った期間(現在介護を行っている方は、介護を始めてからの経過期間)は平均61.1ヵ月(5年1ヵ月)となっています。この期間には現在進行形で介護をしている方が含まれるため、実際の介護期間はもっと長いと考えられます。なお、平成30年と比較して、平均介護期間は6ヵ月増加し、「介護期間が10年以上」の割合は増加しています。

■ 要介護者の介護期間



公的介護保険制度について

公的介護保険制度とは、要介護認定を受けた方が、介護サービスを受けることができる制度です。

介護が必要となった原因	40~64歳（第2号被保険者）	65歳～（第1号被保険者）
16種類の特定疾病*	○ サービスを受けることができます	○ 原因を問わず、サービスを受けることができます
上記以外のあらゆる疾患・ケガ	✗ サービスを受けることができません	

*特定の疾患（厚生労働省「特定疾患の選定基準の考え方」より）

- ①がん【がん末期】②関節リウマチ③筋萎縮性側索硬化症④後縫靭帯骨化症⑤骨折を伴う骨粗鬆症⑥初老期における認知症⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】⑧脊髄小脳変性症⑨脊柱管狭窄症⑩早老症⑪多系統萎縮症⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症⑬脳血管疾患⑭閉塞性動脈硬化症⑮慢性閉塞性肺疾患⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※2023年11月現在の制度に基づき記載しており、今後、変更となる場合があります。

● 要介護認定の目安

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
● 食事や排泄などはほとんどひとりでできるが時々介助が必要な場合がある。	● 食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。	● 食事や排泄に一部介助が必要。	● 食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。	● 食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。
● 立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。	● 立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。	● 立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。	● 立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。	● 立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。
● 問題行動や理解行動の低下がみられることがある。	● 物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がある。	● 入浴や衣類の着脱などに全面的な介助が必要。	● 多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。	● 意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

● 要介護認定を受けるまで

要介護（要支援）認定を受けるには、市区町村の担当窓口への申請が必要です。認定までの手続きは以下のようになっています。



※2023年11月現在の制度に基づき記載しており、今後、変更となる場合があります。

● 要介護度と介護サービスの支給限度額

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
年間のサービス支給限度額	約60万円	約126万円	約201万円	約236万円	約324万円	約371万円	約434万円
年間の自己負担額(注) (1割負担の場合)	約6.0万円	約12.6万円	約20.1万円	約23.6万円	約32.4万円	約37.1万円	約43.4万円

(注)年間のサービス支給限度額まで利用した場合の自己負担額

※朝日生命にて1ヵ月あたりの支給限度額をもとに1割負担として試算(概算値)。2023年11月時点の標準的な地域の例であり、地域によって異なる場合があります。

※支給限度額を超えた分は全額自己負担となります。

介護にかかる費用は?

介護には、長期にわたる出費が必要となることがあります 5-6Pへ

長期にわたる出費

介護サービスには1ヵ月あたりの支給限度額があり、限度額の範囲内で利用する場合は1割が自己負担*となります。

*一定以上の所得がある場合は2~3割負担となります。

〈介護が必要な期間〉

介護期間はいつまで続くかわからず、1割の自己負担とはいえ、払い続けるのは大変です。

■ 健康寿命(日常的に介護を必要としないで自立した生活を送ることができる生存期間)

平均寿命	健康寿命	平均寿命	健康寿命
男性 81.41歳	72.68歳	= 約9年	女性 87.45歳
			= 約12年

※厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会「第16回健康日本21(第二次)推進専門委員会資料」(令和元年値)および厚生労働省「簡易生命表」(令和元年)より朝日生命にて試算

要介護1のサービス利用例と自己負担額

公的介護保険制度のサービスを利用した自己負担額の他にサービス支給限度額を超えた分や、公的介護保険制度の対象とならない食費・居住費などは全額自己負担となります。

■ 要介護1のサービス利用例

サービス	月間利用回数	年間費用(概算)
生活援助	24回	64.8万円
身体介護	4回	19.0万円
訪問リハビリ	8回	29.4万円
訪問看護	4回	22.5万円
デイサービス	4回	31.4万円
歩行器レンタル		3.6万円
合計		170.8万円

1割の自己負担
約17.0万円
(年間)

※2023年11月時点の基本単価をもとに朝日生命にて試算。
地域加算等により、実際の費用とは異なる場合があります。

■ 全額自己負担となるもの

公的介護保険制度のサービス支給限度額を超えた分
+ 公的介護保険制度の対象とならない費用 (食費・居住費・日用品代)

介護には、まとまった出費が必要となることがあります 7-8Pへ

一時的な多額の出費

大規模な住宅改修や有料老人ホームへの入居一時金など、まとまった出費が必要となることがあります。

〈要介護3以上で必要になる費用例〉

■ 住宅改修例

多発性脳梗塞により右半身上下肢および左半身下肢が麻痺し、車椅子をご使用の方のケース

- ・浴室 出入口を引き戸にし、浴槽位置、高さを変更。
- ・洗面所 浴室と洗面所の段差をなくし、車椅子対応の洗面に変更。
- ・トイレ ドアを引き戸にし、開口幅を大きくする。
- ・庭 段差解消機を設置し、通路部分には雨の日用に屋根を設置。

上記住宅改修を介護保険やその他公費*を
利用して行った場合の自己負担総額

*市区町村が運営する各種給付金事業等

約300万円

※「公益財団法人テクノエイド協会」ホームページより朝日生命にて試算

■ 有料老人ホーム入居例

特別養護老人ホームなどの公的介護施設は、料金は安いですが、入居待ち人数は、要介護3以上の方のみでも21.3万人*にも及びます。一方、民間の有料老人ホームの場合、まとまった前払金が必要となるケースもあります。

*厚生労働省「特別養護老人ホームの入居申込者の状況」(令和4年4月)

・全額前払い方式

1,000万円台が多くなっています

・一部前払い方式

500~700万円台が多くなっています

有料老人ホームの
前払金(入居一時金)

※全額前払い方式とは、家賃の全額を一時期に支払う方法。一部前払い方式とは、家賃の一部を一時期に支払う方法。

※公益社団法人全国有料老人ホーム協会「平成26年度有料老人ホームにおける前払金の実態に関する調査研究事業報告書」(平成27年3月)より

あんしん介護 年金 の 特徴としくみ

長期にわたる出費に備えたお客様向けのプラン

いつまで続くかわからない介護の「長期にわたる出費」にそなえます。
介護サービス利用時の自己負担額の全額または一部を一生涯カバーします。

特徴1 介護年金のお受け取りが 公的介護保険制度の要介護 認定に完全連動しています

⚠️ 公的介護保険制度において第2号被保険者(40~64歳)の要介護認定は、要介護状態になった原因が16種類の特定疾患の場合に限られます。

特徴2 要介護1以上 に認定された場合、 以後の保険料 払込みが 不要となります

⚠️ 「要支援」に認定された場合には、保険
保険料払込みが不要となった後に、要
(自立・要支援)でも保険料の払込みは
料払込みは不要となりません。
介護状態に該当しなくなった場合
必要ありません。

特徴3 要介護1以上から生涯、 年1回介護年金をお受け取り いただけます

⚠️ 2回目以降の介護年金額は、認定されている要介護の状態が
変更された場合、変動します(要介護状態に該当しなくなった場合、
介護年金のお受け取りは中断します)。

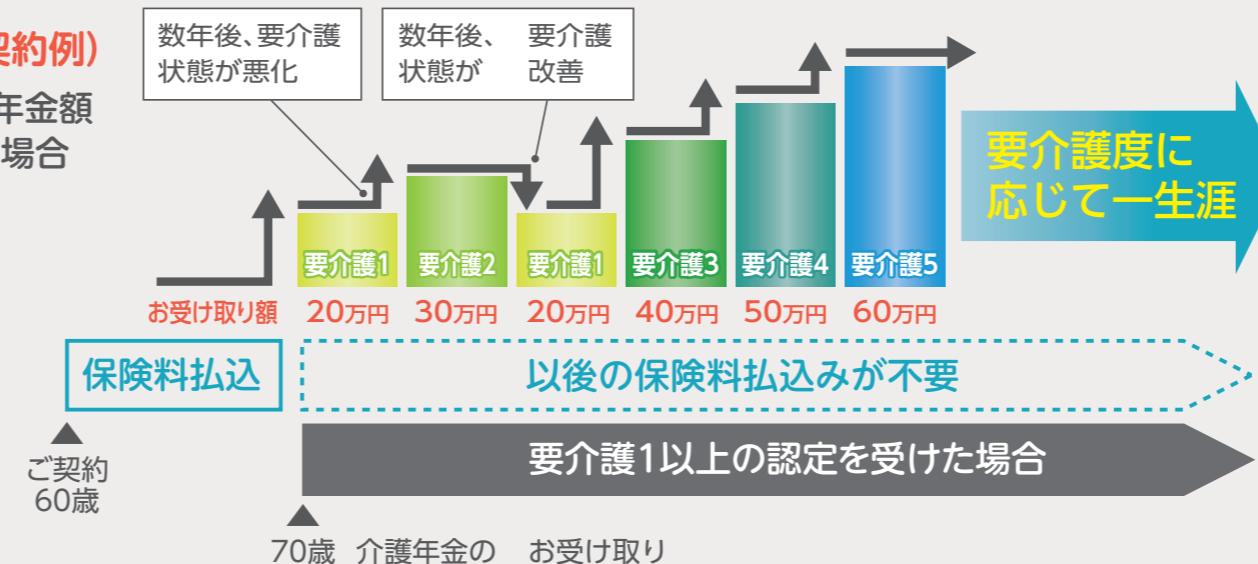
お取り扱い年齢：40~75歳

介護終身年金保険の基準介護年金額
は、**30万円~60万円**の範囲で設
定できます(6万円単位)。

*ご加入年齢により、保険料の払込期間の設定には所定の要
件があります。くわしくは、ご留意いただきたい事項P.13を
ご覧ください。

しくみ(ご契約例)

● 基準介護年金額
60万円の場合



基準介護年金額60万円なら、公的介護保険制度の介護サー
ビスを支給限度額まで利用した場合の自己負担額にぴったり!

要介護度	介護サービスを1割の自己負担で利用できる年間の限度額	介護サービスを限度額まで利用した場合の自己負担額(1割負担)	介護年金額
要介護1	約201万円	約20.1万円	20万円
要介護2	約236万円	約23.6万円	30万円
要介護3	約324万円	約32.4万円	40万円
要介護4	約371万円	約37.1万円	50万円
要介護5	約434万円	約43.4万円	60万円

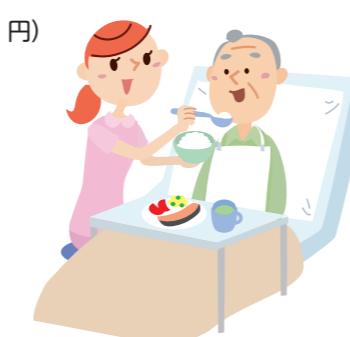
*朝日生命にて1ヵ月あたりの支給限度額をもとに1割負担として試算。
2023年11月時点の標準的な地域の例であり、地域によって異なる場合
があります。

■保険期間：終身タイプ 保険料払込期間：終身払（月払保険料(口座振替料率)）

基準介護年金額	30万円	60万円	(単位：円)
40歳	2,019	4,038	
45歳	2,271	4,542	
50歳	2,655	5,310	
55歳	3,240	6,480	
60歳	4,137	8,274	
65歳	5,616	11,232	
70歳	7,245	14,490	

※2024年3月1日現在

*契約年齢は、ご契約日における満年齢で計算しますが、1年末満の端数が6ヵ月を超えるときは満年齢に1歳を加えます。

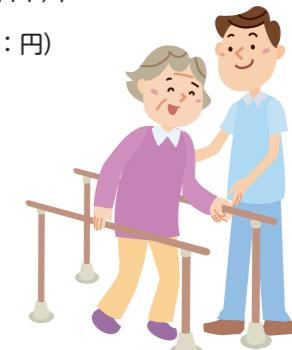


■保険期間：終身タイプ 保険料払込期間：終身払（月払保険料(口座振替料率)）

基準介護年金額	30万円	60万円	(単位：円)
40歳	3,273	6,546	
45歳	3,813	7,626	
50歳	4,578	9,156	
55歳	5,706	11,412	
60歳	7,386	14,772	
65歳	10,038	20,076	
70歳	13,107	26,214	

※2024年3月1日現在

*契約年齢は、ご契約日における満年齢で計算しますが、1年末満の端数が6ヵ月を超えるときは満年齢に1歳を加えます。



余裕資金の一部を活用できるお客様

向けの一括払(全期前納払)もあります。

■「一括払(全期前納払)」とは?

保険料払込期間満了までの年払保険料をご契約時に一括して払込みいただく取り扱いです。朝日生命が払込みいただいた保険料の前納
金に所定の利息をつけて積み立て、契約成立日の応当日(年単位)ごとに保険料の払込みにあてますので、保険料の前納金は毎期の払込みに
による累計額にくらべて、少額となります。

■前納期間中にご契約が消滅(解約など)したときや前納期間が満了した場合、

または保険料の払込みが不要となったときは?

保険料の前納金に残額があれば、第1回介護年金をお支払いする場合はその受取人に、それ以外の場合は保険契約者にその残金を払
戻します。

⚠️ あんしん介護(年金)とあんしん介護(一時金)は、それぞれ独立した契約です。したがいまして、お申し込み時にはそれぞれのご契約ごとの契約
申込書等をご提出いただきます。また、保険証券等は、それぞれのご契約ごとに発行します。

あんしん介護 一時金 の 特徴としくみ

一時的な多額の出費に備えたいお客さま向けのプラン

住宅のバリアフリー化費用や有料老人ホームへの入居一時金など、要介護3以上で必要となる場合が多い「一時的な多額の出費」にそなえます。

特徴
1

介護一時金のお受け取りが
公的介護保険制度の要介護
認定に完全連動しています

⚠️ 公的介護保険制度において第2号被保険者(40~64歳)の要介護認定は、要介護状態になった原因が16種類の特定疾患の場合に限られます。

特徴
2

要介護1以上 に認定された場合、
以後の保険料 払込みが
不要となります

⚠️ 「要支援」に認定された場合には、保険
保険料払込みが不要となった後に、要
(自立・要支援)でも保険料の払込みは
料払込みは不要となりません。
介護状態に該当しなくなった場合
必要ありません。

特徴
3

要介護3以上の場合、
介護一時金をお受け取り
いただけます

⚠️ 介護一時金をお受け取りいただいた時点で、保険契約は消滅します。

お取り扱い年齢：40~75歳

介護一時金保険の介護一時金額は、
100万円～1,000万円の範囲で
設定できます(10万円単位)。

*ご加入年齢により、保険料の払込期間の設定には所定の要
件があります。くわしくは、ご留意いただきたい事項P.13を
ご覧ください。

しくみ(ご契約例)

●介護一時金額300万円の場合

保険料払込

以後の保険料払込みが不 要

ご契約
60歳

要介護1・2の認定を受けた 場合

70歳

介護一時金
300万円

要介護3以上の認定を受けた場合

75歳 介護一時金のお受け取り

⚠️
介護一時金をお受け取り
いただいた時点で、保険
契約は消滅します。



保険期間：終身タイプ 保険料払込期間：終身払 <月払保険料(口座振替料率)> (単位：円)					
保険料例 [男性]	介護一時金額	100万円	300万円	500万円	1,000万円
	40歳	—	2,202	3,670	7,340
	45歳	—	2,724	4,540	9,080
	50歳	—	3,435	5,725	11,450
	55歳	1,471	4,413	7,355	14,710
	60歳	1,939	5,817	9,695	19,390
	65歳	2,662	7,986	13,310	26,620
	70歳	3,588	10,764	17,940	35,880

*2024年3月1日現在

*契約年齢は、ご契約日における満年齢で計算しますが、1年末満の端数が6ヶ月を超えるときは満年齢に1歳を加えます。

保険期間：終身タイプ 保険料払込期間：終身払 <月払保険料(口座振替料率)> (単位：円)					
保険料例 [女性]	介護一時金額	100万円	300万円	500万円	1,000万円
	40歳	—	2,547	4,245	8,490
	45歳	—	3,108	5,180	10,360
	50歳	—	3,870	6,450	12,900
	55歳	1,651	4,953	8,255	16,510
	60歳	2,174	6,522	10,870	21,740
	65歳	2,984	8,952	14,920	29,840
	70歳	4,231	12,693	21,155	42,310

*2024年3月1日現在

*契約年齢は、ご契約日における満年齢で計算しますが、1年末満の端数が6ヶ月を超えるときは満年齢に1歳を加えます。

余裕資金の一部を活用できるお客さま

向けの一括払(全期前納払)もあります。

■「一括払(全期前納払)」とは?

保険料払込期間満了までの年払保険料をご契約時に一括して払みいただく取り扱いです。朝日生命が払みいただいた保険料の前納金に所定の利息をつけて積み立て、契約成立日の応当日(年単位)ごとに保険料の払込みにあてますので、保険料の前納金は毎期の払込みによる累計額にくらべて、少額となります。

■前納期間中にご契約が消滅(解約など)したときや前納期間が満了した場合、

または保険料の払込みが不要となったときは?

保険料の前納金に残額があれば、介護一時金をお支払いする場合はその受取人に、それ以外の場合は保険契約者にその残金を払戻します。

⚠️ あんしん介護(年金)とあんしん介護(一時金)は、それぞれ独立した契約です。したがいまして、お申し込み時にはそれぞれのご契約ごとの契約申込書等をご提出いただきます。また、保険証券等は、それぞれのご契約ごとに発行します。

保険料例
[男性]

あんしん介護 年金

保険料例
[男性]

あんしん介護 一時金

基準介護年金額 60万円プラン

※契約年齢は、ご契約日における満年齢で計算しますが、1年未満の端数が6ヶ月を超えるときは満年齢に1歳を加えます。

〈月払保険料(口座振替料率)〉

(単位:円)

契約年齢	終身タイプ						定期タイプ		
	終身払	60歳払込満了	65歳払込満了	70歳払込満了	75歳払込満了	80歳払込満了	70歳払込満了	75歳払込満了	80歳払込満了
40歳	4,038	10,422	7,860	6,276	5,268	4,638	2,886	3,102	3,426
41歳	4,128	11,034	8,220	6,510	5,430	4,764	2,904	3,132	3,480
42歳	4,212	11,724	8,628	6,768	5,604	4,896	2,928	3,168	3,540
43歳	4,314	12,498	9,072	7,050	5,790	5,034	2,952	3,204	3,600
44歳	4,428	13,386	9,564	7,362	6,012	5,196	2,976	3,246	3,672
45歳	4,542	14,394	10,116	7,692	6,234	5,358	3,006	3,294	3,744
46歳	4,668	15,564	10,728	8,070	6,492	5,550	3,048	3,348	3,822
47歳	4,812	16,908	11,418	8,478	6,768	5,748	3,090	3,414	3,918
48歳	4,962	18,504	12,198	8,934	7,062	5,964	3,132	3,492	4,014
49歳	5,130	20,394	13,086	9,444	7,386	6,204	3,186	3,576	4,122
50歳	5,310	22,632	14,094	10,008	7,746	6,462	3,246	3,666	4,236
51歳	5,502	25,440	15,270	10,638	8,148	6,756	3,312	3,756	4,380
52歳	5,712	28,974	16,638	11,358	8,592	7,062	3,384	3,870	4,530
53歳	5,952	33,546	18,240	12,162	9,090	7,404	3,468	3,990	4,698
54歳	6,198	39,642	20,154	13,080	9,636	7,788	3,558	4,128	4,884
55歳	6,480	48,174	22,410	14,136	10,242	8,202	3,660	4,266	5,082
56歳	6,774	—	25,236	15,342	10,926	8,664	3,774	4,428	5,298
57歳	7,098	—	28,788	16,752	11,694	9,168	3,906	4,602	5,532
58歳	7,452	—	33,360	18,402	12,564	9,738	4,056	4,800	5,790
59歳	7,842	—	39,492	20,376	13,548	10,368	4,224	5,016	6,084
60歳	8,274	—	48,054	22,710	14,688	11,064	4,422	5,268	6,408
61歳	8,748	—	—	25,650	15,996	11,856	4,656	5,556	6,768
62歳	9,270	—	—	29,346	17,532	12,762	4,950	5,892	7,176
63歳	9,852	—	—	34,128	19,344	13,776	5,328	6,282	7,638
64歳	10,500	—	—	40,548	21,516	14,958	5,832	6,750	8,160
65歳	11,232	—	—	49,572	24,108	16,314	6,522	7,290	8,772
66歳	11,682	—	—	—	26,784	17,448	—	7,320	9,000
67歳	12,114	—	—	—	30,018	18,684	—	7,218	9,168
68歳	12,840	—	—	—	34,662	20,460	—	7,572	9,690
69歳	13,632	—	—	—	40,848	22,560	—	7,950	10,272
70歳	14,490	—	—	—	49,410	24,990	—	8,352	10,866
71歳	15,414	—	—	—	—	27,990	—	—	11,508
72歳	16,398	—	—	—	—	31,698	—	—	12,198
73歳	17,466	—	—	—	—	36,414	—	—	12,948
74歳	18,600	—	—	—	—	42,606	—	—	13,764
75歳	19,806	—	—	—	—	51,084	—	—	14,628

●2024年3月1日現在

介護一時金額 300万円プラン

※契約年齢は、ご契約日における満年齢で計算しますが、1年未満の端数が6ヶ月を超えるときは満年齢に1歳を加えます。

〈月払保険料(口座振替料率)〉

(単位:円)

契約年齢	終身タイプ						定期タイプ		
	終身払	60歳払込満了	65歳払込満了	70歳払込満了	75歳払込満了	80歳払込満了	70歳払込満了	75歳払込満了	80歳払込満了
40歳	2,202	5,883	4,392	3,489	2,934	2,604	963	1,221	1,434
41歳	2,292	6,303	4,659	3,675	3,072	2,718	996	1,263	1,482
42歳	2,391	6,774	4,947	3,876	3,228	2,847	1,032	1,308	1,539
43歳	2,493	7,302	5,265	4,092	3,393	2,979	1,068	1,356	1,599
44歳	2,607	7,902	5,619	4,329	3,570	3,123	1,107	1,410	1,665
45歳	2,724	8,583	6,009	4,590	3,762	3,276	1,152	1,467	1,731
46歳	2,853	9,366	6,447	4,872	3,969	3,444	1,200	1,530	1,806
47歳	2,988	10,275	6,930	5,184	4,188	3,621	1,251	1,602	1,884
48歳	3,126	11,331	7,473	5,517	4,428	3,813	1,299	1,674	1,965
49歳	3,276	12,585	8,082	5,883	4,683	4,014	1,356	1,746	2,052
50歳	3,435	14,088	8,775	6,294	4,965	4,230	1,413	1,827	2,139
51歳	3,606	15,936	9,576	6,747	5,271	4,464	1,473	1,911	2,244
52歳	3,789	18,252	10,500	7,254	5,610	4,719	1,536	2,004	2,352
53歳	3,981	21,237	11,577	7,821	5,973	4,995	1,605	2,100	2,466
54歳	4,191	25,218	12,858	8,466	6,378	5,292	1,674	2,208	2,592
55歳	4,413	30,801	14,397	9,192	6,822	5,616	1,755	2,319	2,724
56歳	4,653	—	16,284	10,029	7,326	5,979	1,842	2,445	2,868
57歳	4,911	—	18,642	10,998	7,881	6,366	1,935	2,577	3,024
58歳	5,190	—	21,681	12,129	8,502	6,795	2,037	2,721	3,192
59歳	5,490	—	25,734	13,470	9,204	7,263	2,151	2,877	3,372
60歳	5,817	—	31,422	15,087	10,008	7,788	2,277	3,054	3,570
61歳	6,174	—	—	17,061	10,935	8,373	2,418	3,252	3,786
62歳	6,564	—	—	19,551	12,003	9,036	2,586	3,471	4,029
63歳	6,993	—	—	2					

基準介護年金額 60万円プラン

〈月払保険料(口座振替料率)〉
(単位:円)

契約年齢	終身タイプ						定期タイプ		
	終身払	60歳払込満了	65歳払込満了	70歳払込満了	75歳払込満了	80歳払込満了	70歳払込満了	75歳払込満了	80歳払込満了
40歳	6,546	18,246	13,626	10,734	8,862	7,686	3,966	4,458	5,202
41歳	6,732	19,422	14,340	11,202	9,198	7,938	4,002	4,512	5,298
42歳	6,930	20,742	15,132	11,712	9,558	8,214	4,038	4,566	5,394
43歳	7,146	22,230	15,984	12,276	9,954	8,508	4,074	4,632	5,508
44歳	7,374	23,910	16,944	12,876	10,380	8,832	4,122	4,704	5,634
45歳	7,626	25,836	18,006	13,548	10,836	9,174	4,164	4,782	5,760
46歳	7,890	28,044	19,188	14,280	11,328	9,552	4,218	4,884	5,910
47歳	8,172	30,594	20,514	15,078	11,868	9,948	4,278	4,986	6,066
48歳	8,472	33,606	22,008	15,966	12,456	10,380	4,350	5,106	6,228
49歳	8,808	37,176	23,694	16,938	13,098	10,848	4,428	5,238	6,414
50歳	9,156	41,388	25,626	18,024	13,800	11,352	4,512	5,376	6,612
51歳	9,546	46,686	27,858	19,254	14,580	11,922	4,608	5,538	6,852
52歳	9,960	53,334	30,462	20,622	15,438	12,528	4,716	5,712	7,110
53歳	10,410	61,902	33,504	22,164	16,380	13,194	4,836	5,904	7,392
54歳	10,890	73,362	37,116	23,910	17,430	13,926	4,974	6,108	7,698
55歳	11,412	89,340	41,382	25,902	18,594	14,718	5,130	6,348	8,040
56歳	11,982	—	46,716	28,200	19,884	15,582	5,310	6,606	8,406
57歳	12,588	—	53,400	30,870	21,336	16,542	5,508	6,894	8,808
58歳	13,254	—	62,022	33,990	22,980	17,598	5,736	7,224	9,252
59歳	13,980	—	73,536	37,698	24,828	18,774	6,018	7,584	9,744
60歳	14,772	—	89,610	42,090	26,958	20,082	6,324	7,998	10,290
61歳	15,630	—	—	47,574	29,406	21,558	6,702	8,472	10,896
62歳	16,584	—	—	54,480	32,256	23,202	7,170	9,024	11,586
63歳	17,628	—	—	63,396	35,616	25,074	7,770	9,666	12,366
64歳	18,786	—	—	75,366	39,624	27,216	8,586	10,440	13,248
65歳	20,076	—	—	92,130	44,400	29,688	9,714	11,346	14,274
66歳	21,012	—	—	—	49,512	31,902	—	11,526	14,778
67歳	21,918	—	—	—	55,704	34,326	—	11,496	15,180
68歳	23,250	—	—	—	64,326	37,590	—	12,108	16,098
69歳	24,678	—	—	—	75,738	41,412	—	12,786	17,094
70歳	26,214	—	—	—	91,536	45,846	—	13,494	18,126
71歳	27,858	—	—	—	—	51,288	—	—	19,230
72歳	29,628	—	—	—	—	58,002	—	—	20,424
73歳	31,518	—	—	—	—	66,486	—	—	21,714
74歳	33,534	—	—	—	—	77,628	—	—	23,106
75歳	35,676	—	—	—	—	92,868	—	—	24,588

●2024年3月1日現在

介護一時金額 300万円プラン

※契約年齢は、ご契約日における満年齢で計算しますが、1年未満の端数が6ヶ月を超えるときは満年齢に1歳を加えます。
(月払保険料(口座振替料率))
(単位:円)

契約年齢	終身タイプ						定期タイプ		
	終身払	60歳払込満了	65歳払込満了	70歳払込満了	75歳払込満了	80歳払込満了	70歳払込満了	75歳払込満了	80歳払込満了
40歳	2,547	7,827	5,799	4,506	3,651	3,102	822	999	1,155
41歳	2,646	8,388	6,150	4,743	3,828	3,237	837	1,020	1,185
42歳	2,751	9,015	6,528	5,001	4,011	3,378	852	1,041	1,215
43歳	2,862	9,717	6,945	5,277	4,209	3,531	870	1,068	1,248
44歳	2,982	10,512	7,410	5,580	4,419	3,690	888	1,089	1,281
45歳	3,108	11,418	7,923	5,904	4,647	3,867	903	1,119	1,320
46歳	3,243	12,456	8,490	6,261	4,896	4,056	924	1,152	1,362
47歳	3,387	13,659	9,129	6,654	5,166	4,254	948	1,188	1,404
48歳	3,537	15,069	9,837	7,083	5,454	4,470	972	1,227	1,449
49歳	3,699	16,740	10,647	7,557	5,769	4,701	996	1,269	1,494
50歳	3,870	18,750	11,562	8,079	6,108	4,950	1,020	1,308	1,545
51歳	4,059	21,225	12,624	8,664	6,483	5,220	1,050	1,356	1,605
52歳	4,257	24,330	13,854	9,321	6,897	5,514	1,080	1,404	1,668
53歳	4,473	28,323	15,291	10,056	7,350	5,832	1,107	1,458	1,734
54歳	4,704	33,666	16,998	10,887	7,848	6,180	1,143	1,515	1,806
55歳	4,953	41,157	19,047	11,838	8,400	6,555	1,179	1,578	1,884
56歳	5,220	—	21,564	12,924	9,018	6,969	1,221	1,647	1,968
57歳	5,505	—	24,720	14,184	9,705	7,419	1,266	1,719	2,061
58歳	5,817	—	28,779	15,660	10,473	7,917	1,311	1,800	2,157
59歳	6,156	—	34,203	17,409	11,346	8,469	1,365	1,887	2,265
60歳	6,522	—	41,808	19,512	12,342	9,078	1,425	1,986	2,379
61歳	6,921	—	—	22,092	13,488	9,756	1,485	2,094	2,508
62歳	7,359	—	—	25,326	14,814	10,521	1,560	2,220	2,649
63歳	7,836	—	—	29,502	16,377	11,382	1,656	2,361	2,805
64歳	8,367	—	—	35,085	18,225	12,363	1,773	2,529	2,982

ご留意いただきたい事項

お取り扱い(募集代理店によって異なります)

あんしん介護(年金)

	終身タイプ	定期タイプ
契約年齢	40~75歳	
保険料払込期間*	終身払、60・65・70・75・80歳払込満了	70・75・80歳払込満了
基準介護年金額(6万円単位)	30~60万円	
保険料払込方法(回数)	月払・年払・一括払	
保険料払込経路	口座振替扱	

* 保険料払込期間は最低5年必要です。定期タイプの場合、保険期間と保険料払込期間は同一です。

あんしん介護(一時金)

	終身タイプ		定期タイプ	
契約年齢	40~54歳	55~75歳	40~59歳	60~75歳
保険料払込期間*	60・65・70歳払込満了	終身払、75・80歳払込満了	終身払、60・65・70・75・80歳払込満了	70・75・80歳払込満了
介護一時金額(10万円単位)	100~1,000万円	300~1,000万円	100~1,000万円	300~1,000万円
保険料払込方法(回数)	月払・年払・一括払			
保険料払込経路	口座振替扱			

* 保険料払込期間は最低5年必要です。定期タイプの場合、保険期間と保険料払込期間は同一です。

保障内容

あんしん介護(年金)

● あんしん介護(年金)の支払事由は以下のとおりです。くわしくは「ご契約のしおり一定款・約款」にてご確認ください。

給付金	支払事由	支払金額	受取人
介護年金	被保険者が、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病(注1)により、初めて公的介護保険制度(注2)に基づく要介護1以上の状態(注3)に該当していると認定されたとき	介護保険法に定める要介護状態区分に応じた次の年金額 要介護5 基準介護年金額 要介護4 基準介護年金額×5/6 要介護3 基準介護年金額×4/6 要介護2 基準介護年金額×3/6 要介護1 基準介護年金額×2/6	介護年金受取人
	被保険者が、第1回介護年金の支払日の毎年の応当日に、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病(注1)により、公的介護保険制度(注2)に基づく要介護1以上の状態(注3)に該当していると認定されているとき		
死亡給付金	次のいずれかのとき 1.保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき(注4) 2.被保険者が、介護年金支払期間中に死亡したとき	基準介護年金額	死亡給付金受取人

(注1) 疾病には薬物依存は含みません。

(注2) 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。公的介護保険制度は満40歳以上の方が対象です。なお、満64歳以下の方は16種類の特定疾病が原因である場合に限り、要介護認定を受けることができます。(2023年11月現在)

(注3) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に定める状態をいいます。

(注4) 保険料払込期間が終身のご契約には、死亡給付金はありません。

● 第1回介護年金をお支払いした場合、以後の保険料のお払込みは不要となります。

● 2回目以降の介護年金額は、第1回介護年金の支払日の毎年の応当日における要介護状態に基づき、お支払いします。そのため、認定されている要介護の状態が変更された場合、お支払いする介護年金額も変動します。また、公的介護保険制度に基づく要介護1以上の状態に該当しなくなった場合、以後の介護年金のお支払いを中断します。なお、第1回介護年金の支払日の毎年の応当日に、再度支払事由に該当したときは、お支払いを再開します。

あんしん介護(一時金)

● あんしん介護(一時金)の支払事由は以下のとおりです。くわしくは「ご契約のしおり一定款・約款」にてご確認ください。

給付金	支払事由	支払金額	受取人
介護一時金	被保険者が、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病(注1)により公的介護保険制度(注2)に基づく要介護3以上の状態(注3)に該当していると認定されたとき	介護一時金額	介護一時金受取人
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき(注4)	介護一時金額の10%	死亡給付金受取人

(注1)(注2)(注3)(注4)は、あんしん介護(年金)と同一です。

● 公的介護保険制度に基づく要介護状態1~2に該当していると認定されたとき、以後の保険料のお払込みが不要となります。

● 介護一時金と死亡給付金は重複してお支払いしません。

あんしん介護(年金)・(一時金)共通

● 法令改正等による公的介護保険制度等の改正や介護に関する技術または環境の変化(公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等)のいずれかの事由が、この商品の支払事由または保険料払込免除事由に影響を及ぼすときは、朝日生命は、主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由および保険料払込免除事由を変更することができます。(変更日の2ヵ月前までに保険契約者へ連絡します)。

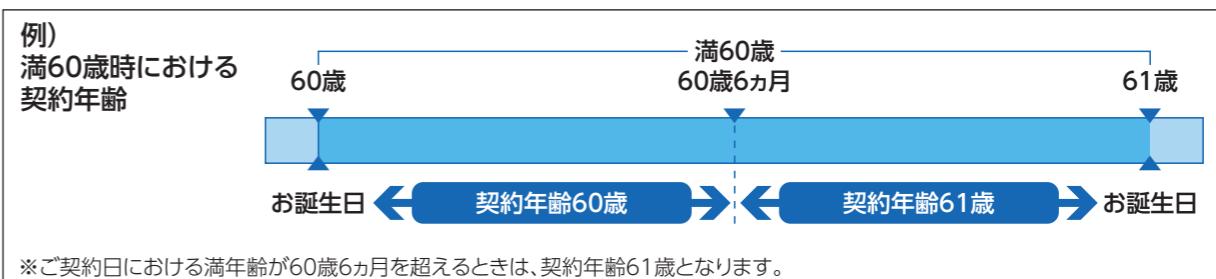
指定代理請求特約(2016)について

● 介護年金・介護一時金等の受取人となる被保険者が介護年金・介護一時金等をご請求できない事情*があるときに、指定代理請求人が被保険者に代わって介護年金・介護一時金等をご請求することができる制度です。くわしくは「ご契約のしおり一定款・約款」にてご確認ください。

*傷害や疾病により介護年金・介護一時金等を請求する意思表示ができない場合など。

契約年齢について

● 契約年齢はご契約日における満年齢で計算しますが、1年未満の端数が6ヵ月を超えるときは満年齢に1歳を加えます。



保障の責任開始の時について

● お申し込みいただいたご契約について朝日生命がお引き受けすることを決定した場合の保障の責任開始の時は、次のとおりです。

◇ 第1回保険料相当額を朝日生命所定の金融機関口座へお振込みいただく場合は、お申し込みと告知(診査)ならびに第1回保険料相当額の朝日生命所定の金融機関口座への着金が完了した時

◇ 「責任開始に関する特約」を付加されたご契約の場合は、お申し込みと告知(診査)が、ともに完了した時

ご契約成立までのスケジュール

お申し込みから ご契約成立まで (月払契約の例)	4月				5月				6月				※保険料口座振替日は毎月 26日(一部の金融機関では、 27日)となります(金融機関 休業日のときは、翌営業日 となります)。 ※朝日生命が提携している 金融機関等の保険契約者が 指定された口座から、振替 させていただきます。	
	10日	20日	26日	1日	26日	10日	20日	26日	1日	26日	10日	20日		
	受け取書 た日 申告書 を提出 した日 が知 られ た日	朝日 生命 に着 金が 融資 した日	口座 に保 険金 が回 入した 日	相 当額 の額 回 入した 日	第 1回 の額 回 入した 日	承 諾書 を朝 日が 受け 取った 日	契 約書 を朝 日が 受け 取った 日	朝 日が 契 約書 を受け 取った 日	契 約書 を朝 日が 受け 取った 日	保 険 証 券 送 付 日	第 2回 振 替 日	保 険 料 口 座 振 替 日	保 険 料 口 座 振 替 日	▲責任開始

解約返戻金について

● この商品には解約返戻金がありません。ただし、保険期間が終身タイプ(有期払)の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中においては死亡給付金と同額の解約返戻金があります。

満期保険金について

● この商品には満期保険金がありません。また、契約者貸付、保険料振替貸付、払済保険・延長保険への変更のお取り扱いはできません。

社員配当金について

● 社員配当金は、朝日生命の毎年の決算により生じた剰余金から、保険契約者に公平に分配され、通常ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。

なお、社員配当金は、金利水準等により変動(増減)しますので、決算実績によっては社員配当金をお支払いできないこともあります。

保険料お払込みの猶予期間と失効、失効取消、復活について

● 保険料は払込期月中に口座振替により朝日生命にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合でも、次の猶予期間がありますが、お払込みがないまま猶予期間が経過しますと、失効となり、ご契約の効力が失われます。

①年払契約の場合

払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日(月単位)までとなります。応当日(月単位)がない場合は、その月の末日までとなります(ただし、契約成立日の応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです)。

②月払契約の場合

払込期月の翌月の1日から末日までです。

● ご契約が失効となり、効力が失われた場合でも、失効した日からその日を含めて1ヵ月以内に延滞保険料のお払込みがあり、かつ、朝日生命が認めたときは、ご契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。

● ご契約が失効となり、効力が失われた場合でも、失効した日からその日を含めて3年以内の場合、朝日生命の定める手続きをとつていただき、ご契約の復活をお申し込みいただけます(ご契約内容などにより一部取り扱いが異なります)。この場合、あらためて告知または朝日生命指定の医師による診査が必要となります(健康状態などによっては、ご契約の復活をお断りすることがあります)。なお、ご契約の復活を朝日生命が承諾した場合には、告知(診査)と復活保険料の払込みが、ともに完了した時から契約上の責任を開始します。